

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年7月28日  
香川県知事 浜田 恵造

1. 意見の対象となった届出に係る公告  
平成29年3月14日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
2. 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ松福店  
高松市松福町一丁目1番1号外
3. 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
該当なし
4. 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  1. 意見書を提出した者  
新塩屋町地区コミュニティ協議会
  2. 意見の概要
    - 1 地域住民への説明会を事前に行ったことは承知しております。  
但し、説明会を行った会場が、松福町2丁目の香川県土木建設会館でした。  
マルナカ松福店と表記されるようですが、松福町1丁目に計画されております場所と、説明会が行われた場所は、旧松島小学校校区で、建設予定の松福町1丁目との距離があまりにも離れており、予定地に近い住民は、説明会に多く参加していません。  
地域住民の30%余りが高齢者で、離れたところでの説明会には、参加しづらいです。  
新塩屋町コミュニティセンターか、高松市教育センターを会場としての説明会を開催していただきたかった。  
建設場所は、旧新塩屋町小学校地区です。自然衰退と表現していいのか、地域は人口減少、小規模小売店はなりゆかず(大型店の過剰)廃業は増えております。  
ちなみに、片原町駅前、片原町商店街東出口、浜街道福岡町2丁目の1.5kmの区間に3店集中しております。
    - 2 出入口付近での交通安全対策を十分に検討し、対策を取っていただきたい。  
新橋東の三差路は交通事故多発場所です、死亡事故も数回発生しております。このような地域状況の中、計画されているマルナカ店前の歩道橋が撤去されるとのこと、東行き車の右折進入、西行き直進車と店より出る車との関係での交通事故が発生しないように、対策をお願いします。
    - 3 可能ならば深夜営業にかからない時間帯での営業を希望します。

【理由】

店舗オープンにより、交通環境に悪影響がでる恐れがあるため。  
夜間及び早朝の作業騒音が周辺的生活環境に悪影響を与える恐れがあるため。

5. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成29年7月28日から同年8月28日まで